

答 申 書

平成13年12月20日付け広段計第89号で諮問のあった事案のうち、実施機関が広島市指令段計第54号で公文書の不存在について通知したことに対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成13年9月26日付け異議申立書の趣旨は、同年9月4日付けの「段原土地区画整理事業審議会の第85回から第93回迄の9回分の議事録 尚、未作成のものは作成予定表を下さい。」の開示請求に対し、実施機関が、同月19日付け広島市指令段計第54号で公文書の不存在について通知を行ったことの取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

(2) 請求に係る公文書について

予定表を作成しないと、いつできるかわからない。

市役所の規定では審議会の議事録は速やかに(1か月程度で)作成となっている。

署名委員が亡くなったのは1年ほど前のことである。至急、作成する必要がある。

9月30日に審議会の補欠選挙が行われ、新体制で審議が行われることになるが、これらの議事録が作成されないと、審議会を開くこともできない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

本市の「審議会等の運営等に係る要綱」第10条の運用として、議事録は、概ね1箇月を目安に作成することとしている。

本件の審議会は、この要綱が施行される前に行われたものではあるが、他の業務との関連で作成作業が遅れ、議事録が存在となっていないものである。

なお、作成状況は、次のとおりである。

第85回 署名委員1人 のため審議会で取扱いを協議

第88回 署名委員2人 のため審議会で取扱いを協議

第90回 署名中

第91から93回 作成作業中（ただし、第92回は署名委員1人 ）

議事録の作成予定表は、必ず作成しなければいけないものではないため、作成していない。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関から、議事録が存在しない理由の説明を受けた。

理由の一つは、議事録の署名委員が したため、議事録を正式に調製することができず、次に開催される審議会で取扱いを協議する必要があるというものである。法律の一般論として、「ないこと」を明確に証明することは困難であると考えられるが、これらの議事録は、いずれ、調製され、開示対象公文書として成立することを考えると、既に作成された議事録が隠ぺいされているものであると考えることはできない。

また、理由のもう一つは、議事録が作成作業中であるというものである。第91回審議회가平成13年4月19日に開催されたことを考えると、いささか、作成に時間がかかりすぎると印象を受け、市が説明責任を十分に果たしたかという視点からは疑問が残る。しかし、作成作業中のものについて、実施機関が広島市情報公開条例第11条第1項に基づき不存在決定したことについて、違法又は不当な点はないと考える。

また、異議申立人からは、議事録が必要であるという主張がなされているが、議事録が存在するという主張は、なされていないものである。

さらに、異議申立人からは、「予定表を作成しないと、いつできるかわからない」という主張がなされているが、これは、「現在、作成されたものがないこと」を認めているものである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約100万円/坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の存否について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年12月20日	実施機関から、諮問第19号を受理
平成14年 2月 8日 (第1回審査会)	審議(実施機関の不開示理由等の説明)
平成14年 3月 1日	実施機関から、「実施機関の見解」を受理
平成14年 3月22日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 3月29日	異議申立人から、意見書を受理
平成14年 4月 8日 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 5月 7日 (第3回審査会)	審議